

民事執行法82条2項による登記嘱託書交付手続きの申し出について

(代金納付と同時に(根)抵当権設定をする場合)

高知地方裁判所不動産執行係 (H28.8改正)

標記の申出をされる方は、買受人の方へお送りしています代金納付期限通知書に同封の「代金納付の流れ」ではなく、次の要領で手続きをしてください。

1 申出書類の提出

(1) 申出の時期

代金納付日(融資実行日)の3日前(土日祝含まず。)までに民事執行法82条2項の申出書(別紙1)と次の添付書類を提出してください。また、申出書の提出日につき、事前に担当者にご連絡ください。

(2) 申出書に添付する書類

- ① (根) 抵当権者の資格証明書(法人の場合のみ、発行後3か月以内程度のもの)
- ② (根) 抵当権設定契約書の写し

(3) 代金納付に必要な書類

代金納付日(融資実行日)の3日前(土日祝含まず。)までに提出してください。

- ① 不動産登記事項証明書(発行後1週間以内程度のもの)
- ② 買受人の住所証明書(個人の場合のみ、発行後3か月以内程度のもの、**マイナンバーの記載のないもの**)
- ③ 固定資産評価証明書
- ④ 領収証書(あるいは収入印紙) ※
- ⑤ 郵便切手 ※

<注> 税率の軽減を受けられる方は証明書も合わせて提出してください。なお、税率の軽減については建物所在地の市町村役場にお問い合わせください。

(4) 登録免許税と必要な郵便切手の額の確認 ※

登録免許税の額は、固定資産評価証明書をもとに当係で税額を計算し、必要な郵便切手の額と一緒に電話等でご連絡させていただきます。また、事前に当係へFAX送信(FAX088-822-6143)していただければ、折り返しご連絡することも可能です。なお、税額の計算には時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

2 代金納付日(融資実行日)

(1) 振込

融資が実行されたら、☆【振込依頼書(兼入金伝票)】を使用して残代金を至急扱いで振込してください。登録免許税を振込納付する場合には、☆【(納付書)領収済通知書】に1(4)で確認した登録免許税の額を記載して振込してください。なお、登録免許税は事前に振込しても構いません。

(2) 保管金提出書等の提出

振込後、必要事項を記載した☆【保管金提出書】と残代金を振込した☆【振込依頼書(兼入金伝票)】2枚目の【保管金受入手続添付書(裁判所提出用)】を裁判所5階の会計課に提出し、保管金受領証書をお受け取りください。その後、裁判所2階の当係に登録免許税の領収証書(あるいは収入印紙)及び郵便切手を提出(前日までに提出していない方のみ。)してください。

<注> ☆印の書類は、買受人の方へお送りしています代金納付期限通知書に同封しています。

(3) 登記嘱託書の交付

残代金の納付を裁判所が確認できたら(時間を要する場合があります。), 当係で登記嘱託書等を**申出書(別紙1)**で指定した司法書士または弁護士に交付します。原則、指定された方以外には交付できませんのでご注意ください。また、指定をされた方は**指定書(別紙2)**及び**受領書(別紙3)**を持参してください。なお、登記嘱託書等を交付する際には、交付を受ける方の身分または資格を証する文書の提示を求める場合があります。

(4) 登記所へ提出

指定された司法書士または弁護士は、速やかに交付を受けた登記嘱託等を管轄の登記所へ提出してください。その後、速やかに**届出書(別紙4)**を裁判所不動産執行係へ提出してください。

3 登記識別情報の通知

登記が完了し、法務局から登記識別情報通知書が裁判所へ届き次第、買受人の方へお送りします。